
「他人事」ではない、「自分事」

「荷締め」に、「だいじょうぶだろう」は、厳禁

「かもしれない」で、確実に

トレーラーの積み荷、落下で死亡

積み荷の不安定な部分を、「固定しないまま運転」した

トレーラーの運送会社に、8千万円賠償判決

トレーラーの運転手が自動車運転処罰法違反(過失致死)の罪で禁錮2年の判決

運行管理者が業務上過失致死罪で罰金50万円の略式命令

2020/3/6(金) 20:28

2017年3月、岡山市で大型トレーラーの積み荷が対向車に直撃し、乗用車を運転していたの男性(26)が死亡した事故で、落下の危険性を認識しながら防止措置を講じなかったとして、遺族が運送会社側に損害賠償を求めた訴訟で、地裁は6日、請求をほぼ認め、約8100万円の支払いを命じた。

判決では17年3月、トレーラーが、荷台に重さ約1.2トンの工作機械部品(縦約3.5メートル、横約1.6メートル)を積載し県道を走行。積み荷を対向車線の乗用車のボンネットに落下させ、その弾みで乗用車は道路脇の信号柱に衝突して男性は死亡した。

トレーラーの運転手は、積み荷の不安定な部分を固定しないまま運転した。

この事故を巡っては、トレーラーの運転手が自動車運転処罰法違反(過失致死)の罪で禁錮2年の判決、運送会社の運行管理者が業務上過失致死罪で罰金50万円の略式命令をそれぞれ受けている。